

令和8年度 松山市乳児等通園支援事業指導監査実施方針

〔基本方針〕

乳児等通園支援事業に対する指導監査については、関係法令や基準等に基づき、事業者の自主性を十分に尊重しつつ、保育の提供が適正に行われていることを確認するために実施する。

なお、施設及び事業者の負担を考慮し、原則として施設監査と同時に年に1回、実地指導として実施する。

〔重点事項〕

① 事故防止・安全対策

- ・安全計画を策定し、安全計画に基づいて必要な措置を講じているか
- ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に行っているか。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか
- ・利用乳幼児の移動のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- ・送迎のために自動車を運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。
- ・事故発生防止のための指針の整備等、防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

② 職員配置及び設備基準の遵守

- ・基準に基づく必要な保育士数が確保されているか。
- ・必要面積が確保されているか。

③ 利用乳幼児及び保護者への対応状況

- ・こどもによって在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用するこどもが異なることに留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じて提供されているか。